

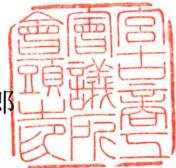
様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和7年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也 殿

岩手県宮古市保久田7番25号
宮古商工会議所 会頭 花坂 康太郎



岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市長 中村 尚道

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：田中 宏和

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 位置及び面積等

宮古市は、岩手県の沿岸部の中央、本州最東端に位置する。東は太平洋、西は北上山地に面し、西側は県都盛岡市、南側は花巻市、遠野市、山田町、北側は岩泉町にそれぞれ接している。総面積は 1,259.18 平方キロメートルで、岩手県全体の約 8.2 パーセントを占め、その約 92 パーセントが森林である。重茂半島が太平洋の荒波を遮り、宮古湾を形成している。市内には、中央部を流れる閉伊川、南部の津軽石川、北部の摂待川・田老川が流れている。沿岸部は三陸復興国立公園、山間部は早池峰国定公園に指定されている。

気候は地域差が大きい。沿岸部は太平洋岸気候の北部にあたり、夏は涼しく、冬は積雪が少なく比較的温暖である。一方、山間部は標高が高いため冷涼な高原気候で、冬は積雪が多い。

(2) 地域の災害等リスク

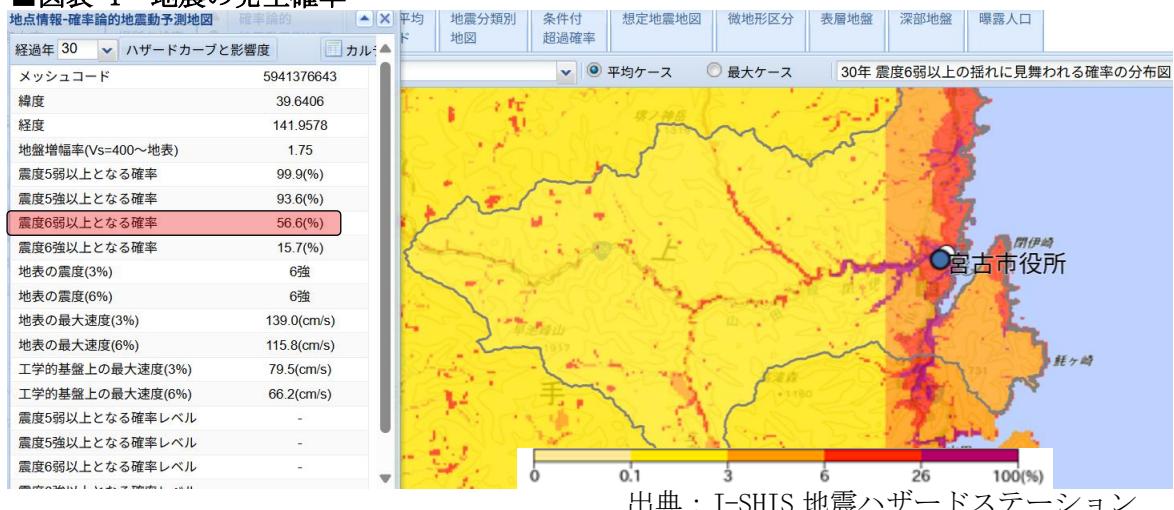
宮古市は三陸海岸に位置し、過去の東日本大震災や台風で甚大な被害を経験した地域であることから、複合的な自然災害リスクを抱えている。

1) 地震及び津波

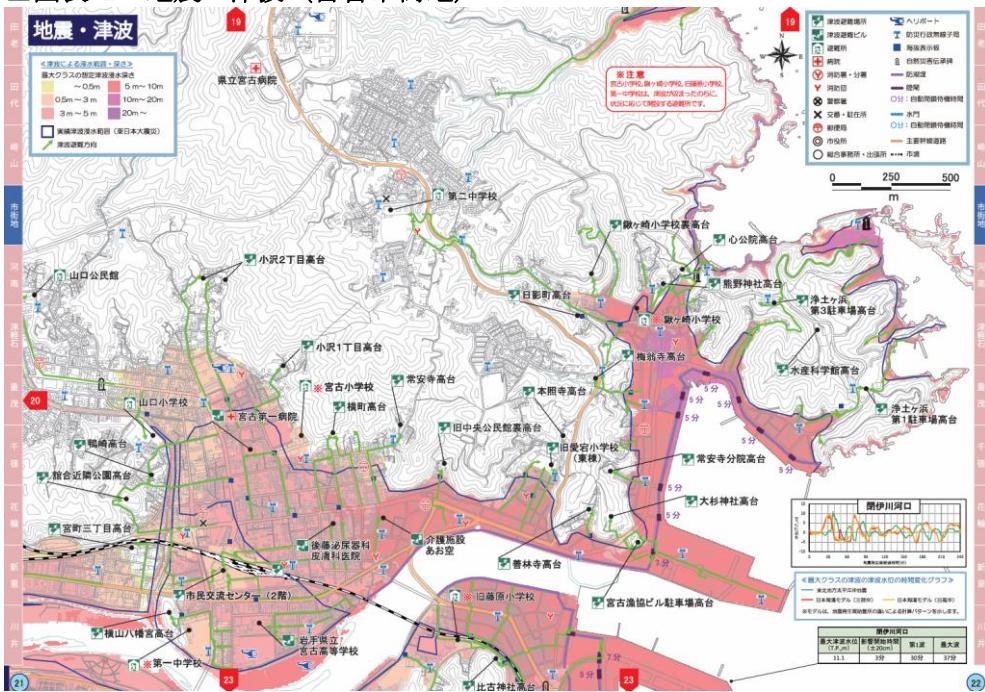
地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で、56%以上の確率で発生すると言われている。

また、宮古市のハザードマップによると、当所が立地する市街地域（例：保久田、栄町、大通など）において、2m を超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の 60%を超える範囲で 1m 以上の浸水が予想されている。特に、漁業関連企業の多くが立地する魚市場周辺地区や田老地区沿岸部においては、最大で 10m を超える浸水被害が予想されており、壊滅的な影響が懸念される。宮古湾に流れ込む閉伊川や津軽石川流域でも、大雨時には洪水による浸水リスクが高まる。

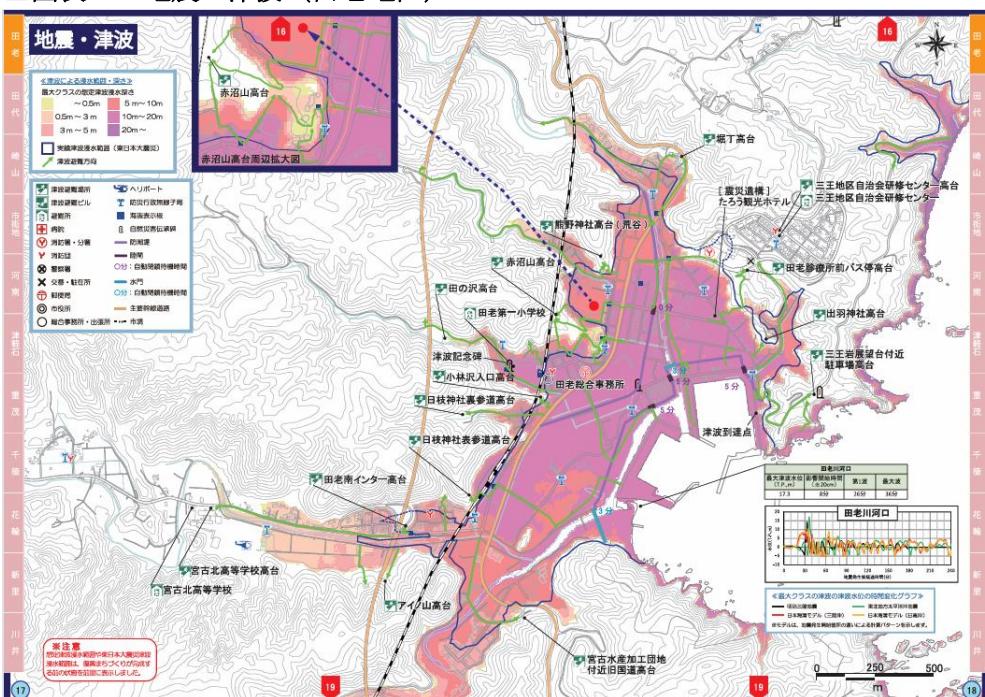
■図表 1 地震の発生確率



■図表 2 地震・津波（宮古市街地）



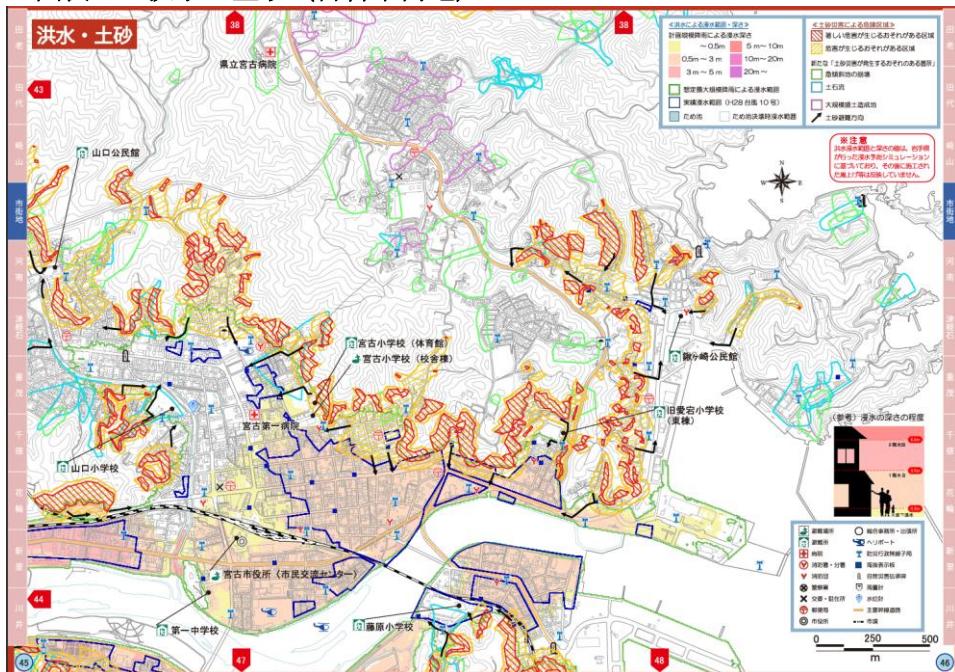
■図表 3 地震・津波(田老地区)



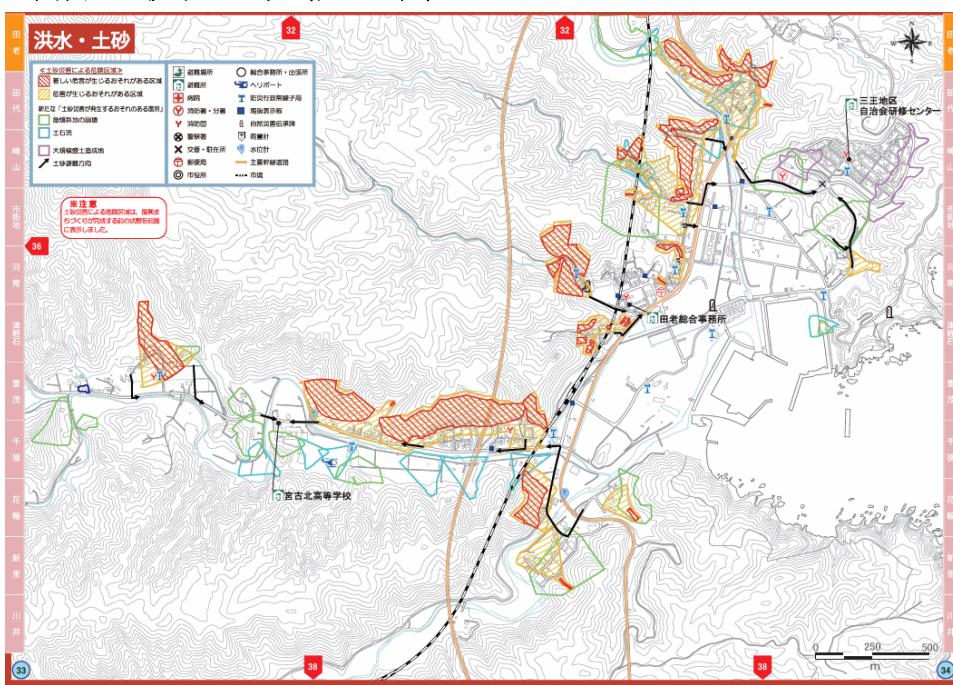
2) 洪水・土砂

宮古市街地と田老地区は、閉伊川などの河川氾濫による洪水リスクが主となるが、特に内陸の山間部に位置する新里地区と川井地区は、河川の洪水に加え、がけ崩れや土石流といった土砂災害のリスクが極めて高い。これらの地域では、災害発生時の早期の情報伝達と、安全な場所へ避難するための避難経路の確保が最も重要な対応策である。

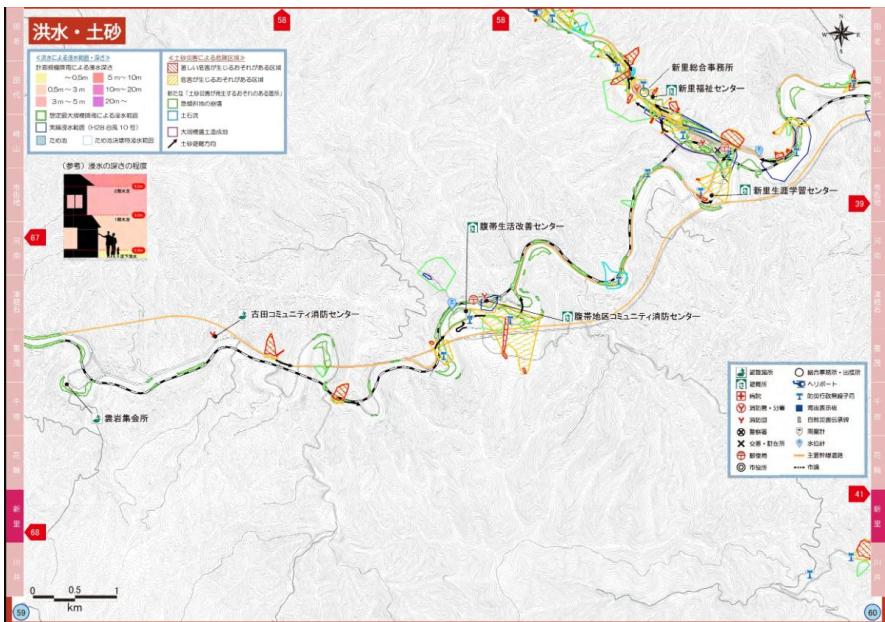
■図表4 洪水・土砂（宮古市街地）



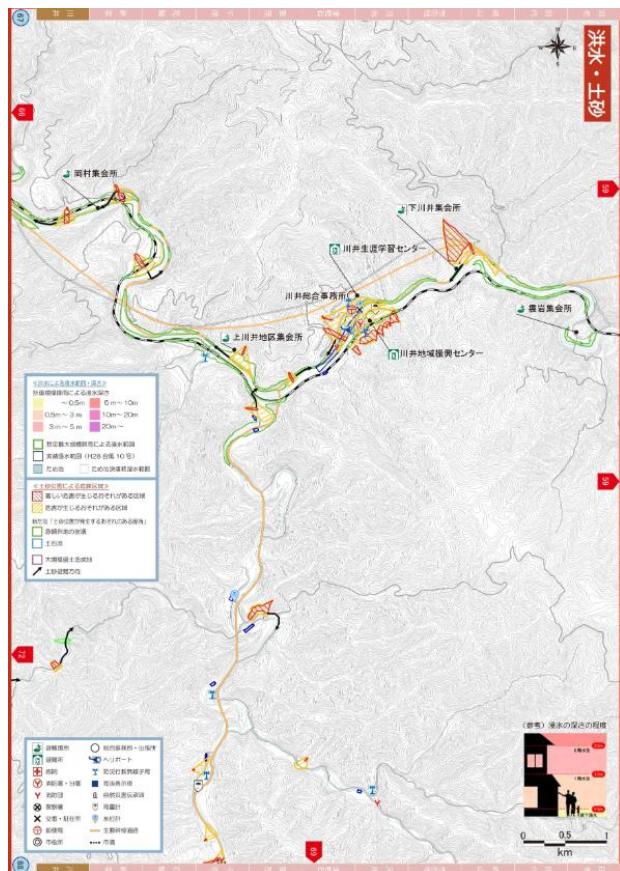
■図表5 洪水・土砂（田老地区）



■図表 6 洪水・土砂（新里地区）



■図表 7 洪水・土砂（川井地区）



出典：宮古市総合防災ハザードマップ 2023【通常版】

3) その他

市内の閉伊川流域では、これまで数々の水害に見舞われてきた。特に、平成23年の東日本大震災（津波）や、平成28年の台風第10号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、宮古市では住家被害が約2,500棟にのぼり、市内中心部や広域で道路網が寸断されるなど、経済活動に甚大な影響を与えた。また、宮古市は沿岸部に位置しながらも、冬は北西からの季節風の影響で山間部で積雪が多く、道路交通や事業活動に影響が出ることがある。一方、夏は最高気温が30℃を超える猛暑日になることもあり、熱中症への対策も必要である。

4) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、宮古市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。特に、観光業や飲食業では、感染症の流行が直接的な経営危機に繋がりやすく、事業継続のための対策が不可欠である。

（3）商工業者の状況

- ・商工業者等数：2,101人（令和3年現在）
- ・小規模事業者数：1,668人（令和3年現在）

【内訳】

業種	令和3年度当所管轄市内事業者数			備考 (事業所の立地状況等)
	事業者数	うち小規模 事業者数	構成比割合	
卸、小売業	651	422	64.8%	市内に広く分散している
宿泊業、 飲食サービス業	290	237	81.7%	飲食業は市内中心部に多い
建設業	217	191	88.0%	市内に広く分散している
製造業	162	112	69.1%	水産加工は海沿いに、金型加工は津軽石、赤前地区に多い
生活関連サービス業、 娯楽業	232	227	97.8%	市内に広く分散している
不動産業、物品賃貸業	191	190	99.5%	市内に広く分散している
その他の業種	358	289	80.7%	市内に広く分散している
合計	2,101	1,668	79.4%	

出典：経済センサス調査を基に宮古商工会議所で独自に算出

（4）これまでの取組

1) 宮古市の取組

本市では、東日本大震災を教訓とし、宮古市地域防災計画により、防災上の責務とされている事項については誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努める。

また、将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、みんなで防災に取り組むことを市民の責務としている。

①宮古市地域防災計画及び業務継続計画（BCP）の策定

本市では、災害対策基本法第42条に基づき、宮古市防災会議において、「宮古市地域防災計画」を作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正している。この計画は、市の地域並びにその地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項その他必要な事項について、市、防災関係機関、市民・事業所等が果たすべき責務や役割を定めている。

さらに、東日本大震災と同規模の地震や津波を想定し、「宮古市業務継続計画（BCP）」も策定している。大規模な災害が発生した場合でも、市民生活への影響を最小限に抑えられるよう計画的に取り組んでいる。

②宮古市総合防災訓練の実施

本市では、災害時の防災関係機関相互の協力体制を強化するとともに、防災関係機関と住民が協力し、円滑な応急対策活動ができるよう、総合防災訓練を毎年実施している。また、総合防災訓練とは別に年1回の津波避難訓練を実施し、市民の防災意識の向上を図るよう取り組んでいる。

③自主防災組織の活動支援

本市では、地域住民の協働精神に基づいた自発的な防災活動を充実・強化し、連帯感を育むため、「宮古市自主防災組織育成強化支援事業補助金」を創設し、自主防災組織に対し補助金を交付している。これは、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的としている。令和7年現在、59の組織が結成され、市内各地に防災資機材を配備し、その活動を支援している。

④防災士養成研修講座

災害発生初期での救助・救命には、自らを守る力「自助」と、近隣住民同士で地域を守る力「共助」が不可欠である。本市では1町内会に1防災士を目標に、地域防災リーダーの育成に取り組んでいる。

⑤未来に震災の記憶・教訓を伝える取り組み

本市では、東日本大震災の津波による甚大な被害の記憶を風化させることなく、後世に伝えるため「津波遺構たろう観光ホテル」を保存し、訪れる人々に津波の恐ろしさを伝え、防災意識を高めることにより、被害が繰り返されないよう維持管理を行っている。また、東日本大震災の影響で甚大な被害に遭った田老地区の現状と、災害の記録を後世への教訓として伝え、参加者に防災意識を高めてもらうため、ガイドツアーを行っている。

さらに、令和7年6月6日に宮古市災害資料伝承館を開館し、これまで市内に被害をもたらしたあらゆる災害の資料や記録の収集及び展示を行い、災害から得られた教訓や記憶を風化させることなく次世代に伝えることにより、防災意識の高揚を図り、災害時における市民一人ひとりの命を守る行動を促進する取り組みを行っている。

2) 当所の取組

当所では、災害発生時に被災した事業者が早期に事業を再開し、地域経済への影響を最小限に抑えることが重要だと考えている。そのため、突発的な自然災害などに対し、適切な初動対応や取り組みを実施できるよう、事業継続計画（BCP）の必要性を啓発し、その策定支援や制度周知を実施してきた。

①東日本大震災後の対応

当所では、東日本大震災発生時に会議所内に「特別相談窓口」を設置し、被災した会員企業の継続・再建に向け以下の経営支援策を実施した。

②事業者向け BCP 策定セミナーの開催

関係機関と共に、緊急事態への対応力向上と有事の備えを目的に、標記セミナーを開催した。

③事業継続力強化計画と BCP 策定支援の進め方への職員派遣（中小企業支援担当者研修）

中小企業大学校に職員を派遣し、「標記計画」策定のノウハウを習得した。その後、習得した知識は職員間で共有され、実際に事業継続力強化計画（ジギョケイ）の策定支援に役立てられた。

④各損保会社と連携した損害保険への加入促進

事業者の様々な経営なリスクを担保し、事業休業等の補償を目的に、全国商工会議所のスケールメリットを活かした低廉な保険料で加入できる団体保険（ビジネス総合保険）の加入を推進している。

【取扱保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険株、損害保険ジャパン株、東京海上日動火災保険株、三井住友海上火災保険株

⑤宮古市が実施する防災訓練への参加及び協力

宮古市が実施する総合防災訓練には未参加だが、宮古消防署のご協力のもと、当会館のテナントを含め火災・地震津波を想定した防災訓練を実施し、防災意識を高めている。

⑥宮古市消防団協力事業所認定事業所として登録

宮古市は、消防団と団員が所属する事業所との連携強化のため、「宮古市消防団協力事業所表示制度」を2012年4月1日に開始。消防団に協力的な事業所を認定し、表示証を交付することで、地域の消防防災体制の充実を図っている。当所も協力団体として登録し地域防災に貢献している。

II 課題

災害発生時、被災事業者が早期に事業を再開するため、事業者自身による事業継続計画（BCP）の策定と即座の実行が重要であると考える。しかし、管内事業者は BCP の重要性への意識は高いものの、実際の策定には至っていないのが現状である。

このような状況をふまえ、宮古商工会議所は、まず当所自身の危機管理体制を強化する。緊急時の連絡体制（令和7年4月1日現在）及び地震・津波発生時の対応を明記した簡易マニュアルは既に策定済みだが、今後、より実態に即した対応がとれるよう体制を強化する予定である。

また、中小・小規模事業者への BCP 策定推進には、ノウハウが少ないという課題がある。各損害保険会社と連携した損害保険への加入促進は実施してきたが、BCP 策定支援はまだ不十分である。

したがって、今後は宮古市や損害保険会社などと協力・連携し、支援体制の構築と職員のスキルアップを図る。そして、BCP の重要性や施策を管内事業者に周知し、計画策定を支援していく。

III 目標

岩手県宮古市は、沿岸部や山間部に位置しており、常に水害や津波等の自然災害リスクを抱えている。そのため、中小企業・小規模事業者には、発生する可能性が高い自然災害リスクに対し、対応力の向上と備えが必要である。

当所では、自然災害等への事前対策や発災後の迅速な復旧支援を進めるため、宮古市と共同で事業継続力強化支援計画を策定し、平時から以下の協力・連絡体制を構築することを目標に掲げる。

- (1) 管内の小規模事業者への災害リスクに対する危機管理意識の周知およびBCP策定支援の強化
- (2) 組織内の体制整備および策定支援スキルの強化
- (3) 関係機関との連携体制の構築
- (4) 感染症拡大防止体制の構築

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岩手県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当所と宮古市の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

①自然災害等のリスク認識に向けた注意喚起

窓口・巡回等、経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

②情報発信にすること

当所会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、BCP（事業継続計画）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。また、当所各部会や女性会・青年部等にも BCP（事業継続計画）や国の施策等の周知・案内等を行う。

③セミナー・講習会の実施

BCP（事業継続計画）に詳しい専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや損害保険の紹介、BCP や事業継続力強化計画（ジギョケイ）策定へ向けた案内等を実施する。

④新型ウイルス感染症への対応の周知と支援

新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 宮古商工会議所自身の業務継続計画の作成

宮古商工会議所業務継続計画を別紙のとおり作成済。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめ BCP 策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) フォローアップ

小規模事業者に対し、専門家や損害保険会社等と協力・連携し、事業者の BCP に向けた支援を実施する。また、巡回や窓口相談を通じて、BCP の取組状況等のヒアリングを実施し、状況に応じた施策の紹介、支援等フォローアップを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

大規模な地震・津波災害（平成23年東北地方太平洋沖地震クラス及び日本海溝・千島海溝地震）が発生したと仮定し、宮古市との連絡ルート確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

＜2. 発災後の対策＞

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。LINE等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を所内で共有する。また、安否報告の結果に基づき、事務局長が当所運営体制を整備する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、宮古市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と宮古市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

【被害規模の目安は、以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当所と宮古市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

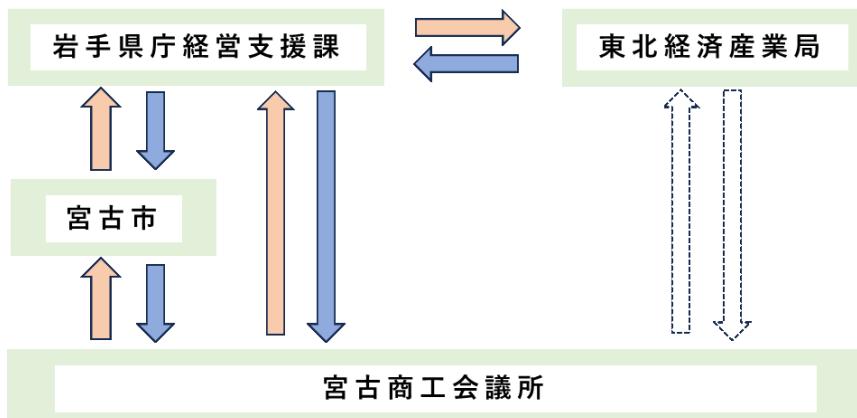
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・宮古市で取りまとめた「宮古市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と宮古市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と宮古市が共有した情報を、岩手県の指定する方法にて岩手県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と宮古市が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当所より岩手県へ報告する。

【連絡体制図】



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、宮古市と相談する。（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、当所等に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・岩手県及び宮古市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会議所連合会、東北六県商工会議所連合会、日本商工会議所等に相談する。

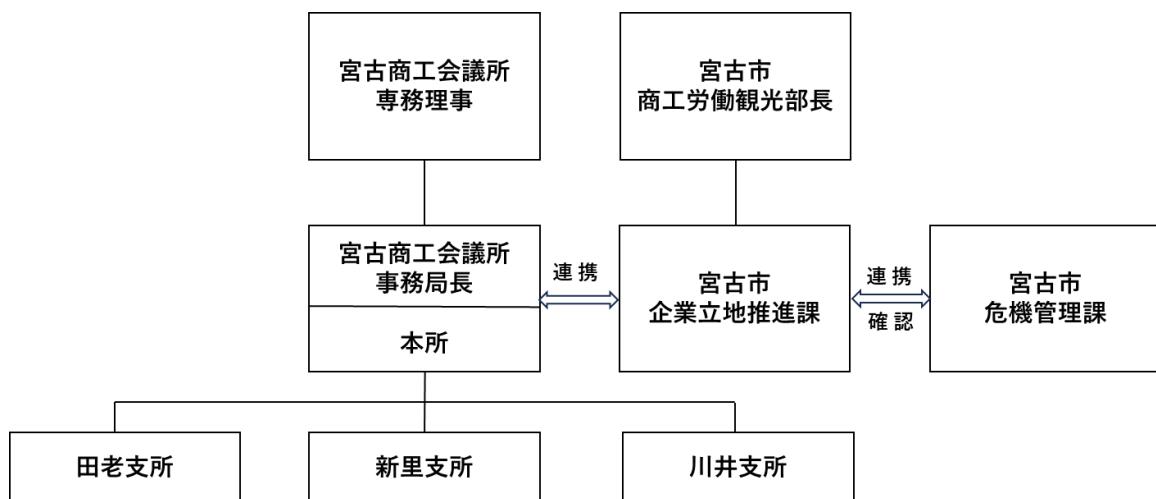
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2025年10月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・氏名：経営指導員 田中 宏和（連絡先は後述(3)の①参照）

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③ 広域経営指導員の当否 否

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

① 宮古商工会議所 経営支援課

〒027-0074 岩手県宮古市保久田7番25号

Tel:0193-62-3233 / Fax:0193-63-6131

② 宮古市 商工労働観光部 企業立地推進課

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

Tel:0193-62-2111 / Fax:0193-63-9120

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	200	200	200	200	200
・チラシ作成・広報費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
事業収入、会費収入、岩手県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
—
連携して事業を実施する者の役割
—
連携体制図等
—